

午後五時開会

○参議院議長（伊達忠一君） 皆さん、どうも本日は御苦労さまでございます。

昨日、総理から両院の正副議長に對しまして、政府の有識者会議の論点整理が示されました。立法府における議論の参考にするため、政府から、その内容の説明についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、菅官房長官。

○内閣官房長官（菅義偉君） 昨日、総理より衆参両院の議長、副議長に對し、各党派に論点整理の内容を説明する場を設けていただくようお願いをさせていただきました。本日、早速このような機会をおつくりいただきまして、本当に感謝しております。

政府では、昨年八月、天皇陛下が国民に向けてお言葉を発せられたことを重く受け止め、有識者の皆さんにお願いをして、十月以降、専門家から幅広い御意見を聴取するなどして議論を進めてまいりました。

この論点整理は、天皇陛下の御公務の負担軽減等を図るための様々な方策について、論点ごとに積極的意見と課題を網羅的に取りまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

今後、議長、副議長を中心に行われる各党各会派からの意見聴取の内容を十分に受け止めた上で、

政府における検討を更に進めていきたいと考えております。皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

じゃ、山崎さん、お願いいたします。

○内閣総務官（山崎重孝君） 内閣総務官の山崎でございます。有識者会議の事務局を務めております。今日、御説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、一ページをおめくりいただきますと、「目次」というのがございます。今回の論点整理の全体像といえますか、論理構成が書いてございます。

「はじめに」がありまして、二番目に「現行制度下での負担軽減」、現行制度の下でどういう負担軽減ができるのかという議論でございます。その場合に、まず、運用による負担軽減でできることは何かということ、国事行為、憲法で定まっておりますが、これの負担軽減はどういうことができるのかできないのか。それから公的行為、これは象徴としての地位に基づく行為でございますが、これについて負担軽減ができるのかできないのか。それから、臨時代行制度という制度がございます。この法律に基づく制度を活用した負担軽減についてどう考えるのかというふうになってこ

ざいます。

その上で、現行の制度を超えて何か負担軽減をするのかという論理構成になっておりまして、その第一が摂政の設置要件拡大によるものでございます。二番目に、それでは退位による新天皇の即位という方法を取った場合どうなるのか。その場合に、まず退位についてどう考えるのかということとを議論しておりまして、その上で、退位するとすると、将来の全ての天皇を対象とすべきなのか、今上陛下に限ったものとすべきなのかということについて展開しております。こういう構成になってございます。

そこで、一ページでございますが、「はじめに」のところにありますのは、この論点整理は、有識者会議におけるこれまでの議論で明らかになったこと、論点や課題を分かりやすく整理したものだ、できるだけ論点を網羅するように作ってございます。これを公表することによりまして、国民の理解が深まることを期待するというふうに書いてございます。

そこで、二ページでございます。まず、現行制度の概要を整理しておりまして、少し復唱させていただきます。

一番目に、国事行為というのがございます。国事行為は、憲法に列挙されている国家機関としての行為でございます。内閣の助言と承認により

決定される、天皇に拒否権が認められない形式的、名目的な行為であるというふうに整理しております。具体的には、ここに書いてありますように、例えば国務大臣の任免の認証とか、大使の信任状の認証とか、栄典の授与とか、こういったものが憲法に列挙されております。

二番目に、公的行為。公的行為というのは、法律で決まったものではありませんで、積み重ねてこられた概念でございますので、書いてございますが、自然人としての行為のうち象徴としての地位に基づく公的なもの、憲法上の明文の根拠がない、義務的に行われるものでもない、天皇の意思に基づき行われるものであるというところを整理してございます。例えば、地方事情の視察とか、災害のお見舞いとか、御会見とか、こういうのが入ります。

三つ目に、その他の行為としまして、自然人としての行為のうち天皇の意思に基づき行われるものでございますが、宮中祭祀とか、こういったものはある意味で私的な行為というふうに整理されてございます。

そこで、まず、運用による負担軽減といたしまして、国事行為自体の負担軽減ができるのかどうか。これは、国事行為としては、例えば栄典の授与と書いてございますが、その栄典の授与をするときにどこまで陛下が直接なさるかということ

には段階があるわけでございます。その部分等を少し見直したらどうか、あるいは皇族方に分担していただいたらどうかという、積極的に進めるべき意見を書いてございます。

それに対して課題としては、やはり非常に国事行為自体と密接なものですから、なかなか見直しが困難ではないかという課題を書いてございます。

それから、二番目の公的行為でございますが、これは義務的に行われるものではないので、その負担の軽減を図るために縮小することを検討すべきではないかという意見を書いてございまして、その下に、さらに、皇族方による分担を行っていただくということもあるのではないかと書いてございます。

右側の課題としては、できるものはもうしているもので、これ以上の見直しは困難なのではないかという意見も書いてございます。

三ページでございます。

憲法と法律に決まっております臨時代行制度を活用した負担軽減でございます。これはどういうことかといいますと、法律で、天皇陛下に意思能力がある場合に、御病気のときとか外国訪問のときに国事行為を委任するという制度がございます。これについて書いてございます。

国事行為の臨時代行制度は天皇が高齢の場合に

も適用することが可能であり、積極的に活用することにより、御公務の負担軽減を図ることが重要ではないかというふうに左に書いてございます。

右側の課題といたしましては、公務の負担のかりの部分が公的行為であるということであれば、国事行為を代行していただいたとしても問題の解決にはならないのではないかという議論を入れております。

それから、四つ目の丸でございますが、一部の事務だけの代行だとか短期間の代行など柔軟な運用ができる、どういう形にせよ、御代替わりに備えまして徐々に御公務を皇位継承者に分担していく手法として活用でき、そういう徐々にやっていくことによつて円滑な引継ぎに資するのではないかという意見を書いてございます。

右側にはやはり課題といたしまして、国事行為の代行をする受任者が公的行為を事実上行っても、それは受任者としての行為だとか、そういうことを書いてございます。

四ページでございます。

それでは、現行制度を超えて何か制度改正をやりまして負担軽減をするのはどうするかと。

一番初めが、設置要件拡大による摂政設置についてでございます。

上に書いてございますが、現行の摂政制度は天皇陛下が御幼少の場合か天皇に意思能力のない場

合に法定代理をするという規定でございます。ですから、人事不省に陥っておられる、意思表示ができないというときに皇室会議の議を経まして摂政を置くことになってございますが、現行の典範上。これが仮に高齢であつて、しかし意思能力はあるという天皇に適用するとなりますと、適用は現行制度ではできないわけでございます。それにつきまして、摂政によることとする場合に、現行の摂政制度を見直しまして、高齢の場合にも摂政を設置できるように要件を緩和する必要があると、こういうことを書いてございます。

そこで、それを前提にいたしまして、じゃ、積極的にそうしたらいいんじゃないかという意見として書いておられますのは、まず、退位には、ここに書いています強制退位というのは天皇陛下が御退位なさりたいのに退位させること、それから恣意的退位というのは天皇陛下が御退位なさりたいときに退位なさるといふことでございますが、象徴や権威の二重性、そういう様々な問題だとかこれはさきの天皇と今の天皇陛下というのが併存しますので、権威とか象徴が二重になるという議論があります。こういう様々な問題があるので、退位ではなく摂政によることとするのが、退位の問題を回避できる、将来的にも安定的な皇位継承に資するのではないかというふうに書いてございます。

右側には、しかしながら、課題といたしまして、もう長寿社会になっておりますので、例えば、天皇陛下が百歳におなりになりまして、摂政である皇太子殿下が七十代になるというケースも想定されるわけでございます。こういうことで、摂政自身はかなり御高齢となると、長期間にわたると。象徴天皇の制度としてふさわしいのかどうかということを書いてございます。

それから、制度上は象徴であるけれども象徴としての行為を行わない天皇陛下と、制度上は象徴ではないけれども実質的には象徴が行う国事行為や公的的行為を行う摂政とが並び立つと、国民は天皇と摂政のどちらが象徴で権威があるのか分りにくくなるのではないか、こういう二重性の問題が生じるのではないかということを書いてございます。

五ページでございます。しかし、摂政という議論では、憲法にも皇室典範にも、現行、摂政という制度は想定されておるわけでございます。退位という制度は想定されていないと。現在ある制度を使うべきではないか、退位によるよりも、他の制度を変更する必要性は余りなくて、整合が取れるのではないかという議論でございます。

右側は、少し法制的なことを書いておりますが、実は憲法に摂政と国事行為の委任というのは明確

に二つ出てございます。それを現行制度では、意思能力がある場合には委任、意思能力がない場合には摂政というふうに分けておるのでございますが、この分水嶺を動かすことによつて摂政と委任というものを明確に分けて規定ができるものなのかどうか、それが憲法の想定している摂政の範囲を超えるのではないかという議論を書いてございます。

左側は、憲法上、天皇は国事行為のみを行うこととされているんだと、公的行為というのは義務ではないので、これを行えなくなったとして退位する必要はないのではないか、御活動に支障があるなら、憲法上予定されているその摂政制度を使うべきではないか、最も妥当ではないかという議論を書いてございます。

右側には、さはさりながら、摂政制度は国事行為のための制度であつて、今上陛下の御公務の負担のかんりの部分が国事行為ではない公的行為であることを踏まえれば、国事行為の代理という摂政を設置したとしても問題の解決にはならないのではないかという課題を書いてございます。

六ページでございます。次に、退位による天皇の即位でございます。憲法二条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定しております。その上

で、皇室典範第四条は崩御のみを皇位継承事由としており、退位をもしも実現するといたしますと、何らかの立法措置が必要となります。

そこで、退位自体をどう考えるかということでございます。

左側の積極的に進めるべき意見の一番目に書いておりますのは、今上陛下については御意思に反してはいいことが推察される、退位に伴う弊害を心配する必要はないのではないかとということを書いてございます。

右側には、これまで退位についての積み重ねられた議論もありますと書いておりますが、退位には、強制退位や恣意的退位の問題、象徴や権威の二重性の問題など様々な問題があるとされており、これらの弊害について考慮する必要があるのではないかと。

天皇の自由な意思に基づく退位を可能とすれば、即位後ごく短期間での退位も可能となるので、即位しないことも可能としなければ均衡が取れないのではないかと。そうなれば、憲法が定める世襲制を維持することが難しくなるのではないかと。皆様が即位を辞退されるといふ事態ということを書いてございます。

それから、天皇の意思に基づかない退位を可能とすれば、天皇の意思に反して天皇が退位させられることとなりかねないのではないかと、こういう

ことを書いてございます。

それから、左側の積極的意見でございますが、退位後のさきの天皇と新天皇との間で象徴や権威の二重性の問題が生じるという意見もあるが、さきの天皇が退位された後、どういう活動をされるかが大きい、それまでのような公的な御活動をなさらなければそういう問題は起こらないんじゃないかと。

右側には、さはさりながら、長期にわたる象徴であられた今上陛下が退位された場合、権威は引き続き残るのではないかとということを書いてございます。

それから、左手の下でございしますが、皇太子殿下は現在五十六歳でございます。これまで国事行為の臨時代行等の御公務を数多くこなされてきたと。このまま今上陛下が終身在位されると、これは有り難い事態でもありますが、例えば今上陛下が百歳になられたと考えると、皇太子殿下は七十三歳であられることが想定されると。今上陛下が退位されて皇太子殿下が即位されることにより、円滑な皇位継承が行われ、象徴としての全ての御活動が途切れることなく安定的に継続されることになるのではないかと。

右側には、明治の典範を制定した際には、天皇の地位を安定させるといふことで、何人の意思も入らない人知を超えた崩御を唯一の皇位継承事由

として、こうした考え方は現在の皇室典範に引き継がれていると。退位を皇位継承事由とすれば、天皇の意向、内閣や国会の発意など何らかのきっかけが必要とならざるを得ず、天皇の地位が不安定となるのではないかと。

七ページでございます。

この辺りは国民の大多数の気持ちをいろいろ書いてあるわけですが、今上陛下は、即位以来二十八年という長期にわたり、国事行為はもろろのこと、全国各地への御訪問、被災地へのお見舞いを始めとする公的行為に積極的に取り組んでこられた。国民はこのような御活動こそが今上陛下のお姿であると認識し、深く敬愛し、感謝しているのではないかと。

今上陛下は、これまで続けてこられた公的行為を自ら続けることが困難となることに御心労を抱かれており、国民はその御心労を理解し、また共感し、今上陛下の御負担を軽減するためにはどのようなことができるかについて考えているのではないかと。

右側の課題としては、それでは退位の理由や根拠をどのように整理することができるのか。

それから、象徴としての御公務ができないことを退位の理由とすると、象徴としての御公務ができない天皇は辞めるべきとする能力主義となってしまうと、憲法が定める世襲制と相入れないので

はないかと。

それから、左の三つ目でございますが、今上陛下と今の時代の国民がつくり上げてきた公的行為の在り方に基づく御活動を十分に行うことが困難になるかもしれないという今上陛下の御心労に鑑みれば、退位のほかに方法は無いのではないかと書いてございます。

右側には、しかし、憲法上は天皇は国事行為のみを行うこととされておいて、国事行為には先ほど申しました摂政や委任などの代理制度が完備されておりまして、公的行為の実施が求められているわけではないので、本来、退位が必要となるような場合は想定されないのではないかと、こういうことを書いてございます。

八ページでございます。

仮に退位ということになりました場合に、将来全ての天皇を対象とすべきなのかどうかということとをかなり詳しく議論を進めてございます。

左でございます。

憲法において皇位継承は皇室典範で定めるとされておいて、皇室典範に恒久的な制度が定められている。このため新たな制度をつくる場合は皇室典範を改正し、恒久的な制度とすることが憲法の趣旨に沿ったものとなるのではないかと。

その下でございますが、典範改正によらず今上陛下に限ったものとする場合、本来、典範が一元

的に定めるべき規範が複線化し、皇室典範で皇位継承を定めるとする憲法の趣旨に反するのではないかと。

右側でございます。

皇室典範を改正すれば制度化になり、次代にもその次にも適用され、特別法であれば一代限りのものとなるとの意見が見られる。しかし、皇室典範に根拠を持つ特別法において一代限りでなく後代まで適用可能にするという法形式や、皇室典範の附則で今上陛下だけに適用するという法形式も可能なのではないかと。

法制的な法形式論よりも、今上陛下の御状況に限って判断するのか、それとも全ての天皇を対象とする制度をつくるのかということが議論の本質なのではないかと。

今上陛下に限ったものとする場合は、例えば今上陛下が八十五歳で皇太子殿下が五十八歳とならされている場面だけを想定すればよいので、現在において判断することが可能なのではないかと。一方、将来全ての天皇を対象とする場合、例えば、天皇が八十代のとき、皇位継承第一順位の方が七十代など様々な年齢である場面においても不都合でないものとする必要がある。こうした将来の状況を今の時代において想定して規定すべきではないのではないかと、こういうことが書いてございます。

左側が一番下でございますが、今上陛下に限

たものとする場合、後代に通じる退位の基準や要件を明示しないことになるので、後代様々な理由で容易に退位することが可能になるのではないかと。その場合、時の政権による恣意的な運用も可能になるのではないかと。

右側でございますが、恒久的な退位制度をつくる場合、退位の要件を設ける必要がある。将来の全ての天皇を対象とした個別的、具体的要件を規定することは困難であることから、一般的、抽象的な要件を定めることになるが、その場合、時の政権の恣意的な判断が法の要件に基づくものであると正当化する根拠に使われるのではないかと。

国会において、皇位継承者との年齢差や皇室の状況、国民の意識や社会情勢などを踏まえ、法案として慎重に審議することが国民の意思を最も確に反映し、恣意的な退位を回避できることとなり、憲法の趣旨に沿ったことになるのではないかと。今上陛下が退位される事情を法案に詳細に書き込めば、後代、恣意的に運用されることを避けることができるのではないかと。

九ページでございます。

ここは、左側でございますが、それでは退位の具体的な要件を定めなくても、皇室会議の議決を要件とするなど退位手続を整備することにより、恣意的な退位を避け、退位の客観性を確保することができるとはならないかと。

これに對しましては、実は、皇室會議の今の役割が、摂政設置の要件である精神若しくは身体の重患の事実認定等を行う機関になってございます。具体的な要件を設定することなく白紙で天皇の退位に係る判断を担わせることは困難なのではないか、事実認定をする機関に判断をさせることはどうかということを書いてございます。

それから、三権の長や天皇の親族である皇族によつて構成される皇室會議に、天皇の退位の判断という国政に関する包括的権能を付与することは、三権分立の原則や天皇の国政関与禁止を定める憲法の趣旨に鑑み、不適當なのではないかと。チェック・アンド・バランスという原則がどうかということを書いてございます。

左側でございます。
それであれば、強制退位を避けるためにも、天皇の意思に基づくことを要件とした退位を将来の全ての天皇が行えるようにすべきではないか、法律に天皇の意思を書き込むということでございます。

右側でございますが、天皇が意思表示した場合に退位ができることとすると、別の機関が退位は望ましくないとの判断をすることは通常考えにくいのではないかと。そうなれば、将来、その時々政治情勢を理由に天皇が退位するというような事態を招きかねないのではないかと。

天皇の意思に基づく退位を可能とすれば、そもそも憲法が禁止している国政に関する権能を天皇に与えたこととなるのではないかと。

天皇の意思に基づく退位制度とした場合であっても、世論や時の政権の圧力により、不本意ながら天皇が退位の意思を表明されるような場合も否定できないのではないかと、こういうことを書いてございます。

十ページでございます。
それであれば、高齢を要件とすれば、恣意的な退位を避け、退位の客観性を確保することができないのではないかと。

右側に書いておりますが、様々な法律を挙げておりまして、実は高齢というものを、五十五歳、六十歳、六十五歳、七十歳、七十五歳、様々な法律が規定しておりまして、五十五歳も高齢に入るといふ法律がございます。高齢はこういうように幅のある概念である、それから年齢は個人差が大きい、平均寿命が将来延びる可能性がある、一定の年齢をもって高齢を定義することは困難ではないかと。

それから、三つ目の丸でございますが、高齢による体力や思考力などの心身の健康状態の変化を要件とすると書いてあります。それで医師の診断を義務付けるといふこともあると思いますが、心身の状態の変化を判断することは難しく、一律の

基準を作ることは困難ではないかと。

それから、そうになると、職務が遂行できないからという議論になります。職務遂行能力を要件とすると、象徴としての御公務ができない天皇は辞めるべきとする能力主義となってしまうと、そもそも世襲制と相入れないのではないかと書いてございます。

それから、十一ページでございます。

ここは、今上陛下のお言葉に應えるためには恒久的な制度にする必要があるのではないかと。
右側でございますが、仮に今上陛下の御意向に沿つて制度改正をしたということになりますと、憲法の趣旨に反するのではないかと。

それから、左でございますが、皇位継承事由を崩御のみに限定するという原則を見直し、退位制度も原則の一つとして位置付ける必要があるのではないかと。

右側でございますが、通常の場合、崩御なさるよりも御高齢になる方が先に来ますので、退位の方が原則となつてしまい、崩御を原則としている現行制度を大きく見直すことになるのではないかと。
十二ページでございます。

今上陛下に限つたものとする場合どうかかと。
左でございますが、崩御のみが皇位継承事由とされており、退位することは当然のことと考えるべきではない。天皇の進退についてはよほど慎重

に事を運ばなければならない。不本意な退位があつてはいけなく、政治的な意味合いを持つてもいけない。今の状況であれば、皇位継承者との年齢差、政治的な状況、国民の意識などを確認でき、今上陛下の御意思に反してはいないことも推察され、的確な判断が可能である。一方、将来の天皇については、皇位継承者との年齢差、そのときの政治経済状況、その代の天皇の考え方や世論は変化する。状況がよく分かっている今の状況下で判断するのはよいが、将来の全ての天皇を対象とするような制度にはしない方がよいのではないか。

これに対しては、やはり長寿社会なのだから、皇室典範制定時には想定されていなかったのだと、安定的な皇位継承のためには原則に位置付けたらどうかというのを右に書いてございます。

それから、今回は今上陛下の御状況を受け止めて例外的に退位していただくとし、仮に将来、退位について考えるべき状況が生じた場合においては、退位の是非について、そのときに、皇位継承者との年齢差や皇室の状況、国民の意識や社会経済情勢などを踏まえ、国会等において判断することが国民の意思を最も確に反映したものになるのではないかと。

それから、その下でございしますが、天皇の意向に反した時の政権による強制的な退位や、その時々々の政治情勢を理由に天皇が退位することを排

除する制度を作ることは困難だから恒久的な制度とすべきではないのではないか。

右側には、先ほど書いておりましたように、しかし、後代に通じる基準を作るべきであると、恣意的退位を避けることができるということを書いてございます。

最後、十三ページでございしますが、今後でございしますが、どんな選択をするにしても、仮に御退位になった場合にどういうふうになるかということとは議論しておく必要がございますので、退位後のお立場とか称号、御活動の在り方などの課題とか、あるいは医学的見地とか、そういったことについて有識者会議は議論を続けるというふうにしております。

以上でございします。

ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

今説明をいただきました。各党各会派の皆さん方におかれましては、御質問等ございましたら基本的に政府の方に個別に御質問していただきたい。これは一枚の紙が入ってございますが、天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議政府窓口というのがございます。坂越参事官という方と打合せをしていただきたいと思います。

今日は、特にこの際、この場でお聞きしたいと

いうことがございましたら、お受けしたいと思います。

○野田佳彦君 詳しくは窓口を通じてお尋ねいたしますけれども、せっかく長官も来ていらつしやいますので、まず基本的なことからなんですが、この有識者会議の名称なんですよね、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」。この立法府の場合は、たしか天皇の退位に関する意見交換会「退位等」ですよ。私は、八月八日のメッセージは、むしろ「退位等」でくる方が受け止めとしては正しくて、公務負担等というのは少し本質から離れたところではないのか。「等」に本当は入るところなのに、なぜ公務負担という名称を付けたのがちよつとよく分からないので、教えていただければと思います。

それから、大事な点なんですけれども、専門家の皆さんを呼んで意見聴取を有識者会議はされましたよね。十個ぐらいの論点があったと思います。その十個の論点について意見聴取をするときの一番上が、日本国憲法における天皇の役割についてというのが論点の一番上にあつたはずなんです。この論点整理では、それはどうやって見ていけば分かるのか。その議論は分散をしてちりばめられなくなつてしまつたなというのが二つ目。

それから、これはもちろん参考にしますが、参

考資料としてちょっと分かりにくいのは、この左側の「積極的に進めるべきとの意見」と、それから右側の「課題」なんです。これ、有識者会議の方が言ったのか、ヒアリングで聴取をされた専門家が言ったのか、政府の事務局の方が議題整理で言ったのか、その出自というものがよく分からないので、これもなるべく明らかにしてほしいなということ。

それから、これ、「課題」を見ると、課題の整理の仕方が本当にこれでいいのかと思うのが、細かいことは言いませんけれども、例えば八ページ。

八ページの課題の上から二番目の丸ですね。これは、将来の全ての天皇を対象とする場合に対しての課題なんです。が、「法制的な法形式論よりも、今上陛下のこの御状況に限って判断するのか、それとも全ての天皇を対象とする制度を作るのか」ということが、議論の本質なのではないか。」と書いています。議論の本質をお話しされているんですが、これは、将来の全ての天皇を対象とする場合の課題なのか。もし課題だとするならば、これは今上陛下に限ったことでの課題で書くべきですよ。書いていないんですよ。

課題をよく見ていかないと、随分整理の仕方として偏ってきているのではないのかなというように、なことがありますので、これはこの後よく吟味を

していきたいというふうに思います。

○内閣官房長官(菅義偉君) 有識者会議の名称でありますけれども、天皇陛下があのようなお言葉を発表されました。政府としては重く受け止めて、これから対応するについて、陛下の国事行為やはり御高齢で、そういう中から発せられた、そういう考え方の下で、やはり御高齢の天皇陛下のことについて、まず私どもは政府として考えるべきだと、そういう形の中でこのような名称は付けさせていただきました。

今、立法府にとつては全く当然、調整も何もないわけですから、そこは政府としての名称であることを是非御理解をいただきたいと思えます。

○参議院議長(伊達忠一君) よろしゅうございますか。

それでは、山崎さんの方から。

○内閣総務官(山崎重孝君) それではまず、議論をするときに、日本国憲法上の天皇陛下の位置付けについて、それからどういう役割をお果たしになっているのかというのを聞きしたわけですが、それを全部議論した上で現状をどういうふうに考えていくべきかということを分かりやすく整理していったということでございます。

そういう意味で、例えば、祭祀が大事だという方もいらつしやいましたし、それから公的行為が大事だという方もいらつしやいましたし、国事

行為のみが大事だという方もいらつしやいました。そういうことを全部踏まえまして、この論点整理に反映されているというふうに事務局としては御議論を進めてきました。

それからあと、実は専門家がおつしやったこと、それから各方面でおつしやったこと、それから有識者がおつしやったこと、これを全て議論をしていただいて、有識者会議で一つ一つ吟味していただいて、それだけここに載っているという位置付けでございます。

それから、課題の整理の仕方等につきましては、私どもとしてはできるだけ網羅的に分かりやすくというふうに御指示を受けましてこういう整理をしましたが、これはまた御参考にいただければというふうに思います。

○参議院議長(伊達忠一君) よろしゅうございますか。

それじゃ、又市先生。

○又市征治君 社民党の又市です。

ちょっと教えていただきたいんですが、十三ページ、一番最後なんです。国会議員のこの集まりってどういう位置付けになるのかということをお伺いしたいんです。

これを見ますと、有識者会議においては、論点整理に対する国会や世論の動向等も参考にしながら、更に論議を深めていく必要がある云々と、こ

う書かれているわけでありまして、つまりは、ここでは、この場そのものは、両院議長、副議長が国会という場を通じて国民の様々な意見をまとめたいと、こういうお話で議長が一番冒頭にお話しになったわけですが、これを見てみると、何か知らぬが、有識者会議のために我々は意見を述べてそれを更に有識者会議が議論を深めていって何とか法案の整理をする、あるいは皇室典範になるのか法案になるのか分かりませんが、そういうふうな受け止めるんですが、これは一体全体この位置付けはどういうことになるのか。

これは議長にもお伺いすると同時に、政府の側はどういうふうにお考えになっているのか、両方から御意見をお聞きしておきたいと思えます。

○衆議院議長（大島理森君） この会議を最初に開かせていただきましたときに申し上げましたように、この会議は、主権者である国民を代表する国会議員の、立法府の総意を探るためにやることでありますということが大基本でございます。

そのことに対して、昨日、総理からは、是非この論点整理を参考にさせていただきたい、そして国会、立法府のその総意に対しては、我々議長、副議長でしっかりと受け止めて、責任を持って尊重してもらいたいということに対して、総理から、全くそのように考えてまいりたいと、こうお答えをしたところでございまして、そのように又市先

生にも御理解いただければと思えます。

○内閣官房長官（菅義偉君） 政府とすれば、昨日、総理から両院の正副議長に対して、有識者会議で論点整理をしたものについてこれからの議論の参考にしていただければという、そういう思いで今日説明をさせていただいたということであります。

ですから、この内容というのは、有識者会議の中の論点整理を今日説明させていただいて、その四番というのはこれはもう関係がないというふうに御理解をいただければと思えます。

○又市征治君 そうすると、有識者会議が国会や世論の動向等も参考にしながら更に論議を深めていく必要があるというのは、これはどういう意味になるんですか。

○内閣官房長官（菅義偉君） ここは、有識者会議の、私、先ほど挨拶をさせていただきましたけれども、その中で、各党派からの意見聴取の内容を十分受け止めた上で政府における検討を更に進めさせていただきたいと、このように御挨拶をさせていただきました。

ここは、有識者会議の皆さんが中で議論したことでありますので、今日のこの会合とは関係のないという形で御理解いただきたいと思います。政府としては私が申し上げたことが全てでありますので、各党派からの意見聴取の内容を十分に受け止めた上

で政府における検討を更に進めていきたいと、このように申し上げておりますので、是非御理解いただきたいと思います。

○衆議院議長（大島理森君） よろしいですか。

又市先生、我々には有識者会議の下請ではございません。これはもう何回も同じことを申し上げておりますが、これは有識者会議としてはこういうことだということで今官房長官から報告がありました。昨日は総理がお持ちをいただきました。総理の言葉こそ一番重いものと思っておりますので、そういうふうな捉えていただいて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

あと、また皆さん方、個別にひとつ政府の方へ連絡を取っていただいて深掘りをしていただきましたと、こう思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それからもう一つなんですけど、実は、大体当初のメンバーとそんなに替わっておりませんが、一部替わっている会派がございますので、事務局の方で連絡をしますので、固定的なメンバーを各党派各会派においては提出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、終わらせていただきます。お忙しい時間、ありがとうございました。

○衆議院議長（大島理森君）
願ひ申し上げます。 どうぞよろしくお

午後五時三十八分散会